

# LS 研究委員会 規約

(第3版 2026年4月1日改訂)

## 1. 名称

特別委員会を設置し、LS 研究委員会とする。

## 2. 目的

本委員会は、会員の発展に貢献する情報システムを目指し、IT の有効活用と先進コンセプト・先進システム・先端技術の研究活動を行い、その成果の共有、および会員間、会員・富士通間の情報交流活動を通じて、Give & Take の精神で共に汗を流して、会員相互の利益をはかることを目的とする。

## 3. 活動

- 1) 前項の目的を達成するため、本委員会はつぎの活動を行う。
  - ① 分科会活動による共同研究および研究会の開催
  - ② 先進事例・先端技術の調査、研究
  - ③ 研究成果情報の外部への発信
  - ④ 情報システム部門の人材育成
  - ⑤ 富士通との技術交流
  - ⑥ その他、本委員会の目的を達成するために必要な活動
- 2) 前号の活動に関連して生じた特許権、実用新案権、意匠権（特許、実用新案、意匠登録を受ける権利を含み、以下あわせて「特許権等」という）、著作権（以下、特許権等とあわせて「知的財産権」という）および前号の活動に関連して開示される秘密情報については、「知的財産権および秘密情報に関する運用規約」に従うものとする。また、本委員会の事務局は、成果発表会、その他幹事会で定める行事等において、活動内容を写真、画像ならびに動画等に記録し、本委員会の活動の紹介および広報等を目的に利用することができる。

## 4. LS 研究委員会会員

### 1) 資格

本委員会における会員は、つぎの条件を全て満たしていることとする。

- ① Fujitsu ユーザーコミュニティの会則に同意のうえ、本委員会幹事会で承認を得ていること
- ② 本規約第2項の目的の主旨に賛同し、本規約の運用に同意すること
- ③ 本委員会幹事会で承認を得ていること

なお、自己の親会社（会員の総株主または総社員の議決権の過半数を有する会社）または子会社（会員が総株主または総社員の議決権の過半数を有する会社）を、本委員会が別途定める場合を除き、本委員会の活動に参加させることができる。

### 2) LS 研究委員会入会

本委員会に入会しようとするものは、本委員会事務局を経由し、本委員会幹事会に申し込むものとする。

### 3) 義務

本委員会の会員は第2項に定める目的を達成するため、第3項の各活動に積極的に参加する。本委員会会員名簿記載事項に変更が生じた場合は、直ちに書面を以て本委員会事務局宛に通知する。

### 4) 会員の特典と権利

本委員会の会員は、つぎの特典と権利を有する。

- ① LS 研究委員会が行う諸活動への参加
- ② 刊行物、資料等の入手
- ③ 役員の選挙権および被選挙権の行使

なお、Fujitsu ユーザーコミュニティに未入会の会員は、Fujitsu ユーザーコミュニティ本部および支部で開催する活動には参加できない。

### 5) LS 研究委員会退会

会員が本委員会を退会しようとするときは、その旨書面を以て本委員会に届け出るものとする。

### 6) 会員資格喪失および除名

本委員会会費を1年以上にわたり納入しないときは会員の資格を喪失するものとする。

また、本委員会会員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、本委員会幹事会の議決を経てこれを除名することができる。

- ① 本委員会の目的に反する行為をなした、またはその名誉を傷つけたとき
- ② その他本規約、または総会の決定した事項に違背したとき

## 5. 総会

1) 総会は幹事長が召集し、毎年1回以上開催する。

2) 総会においては、つぎの事項を行う。

- ① LS 研究委員会役員選出
- ② LS 研究委員会事業の計画ならび実施状況
- ③ LS 研究委員会会計の決算
- ④ LS 研究委員会規約の改定
- ⑤ その他本委員会幹事会において必要と認めた事項

3) 総会は、会員が集合して実施する方法、書面による方法、インターネットを利用した方法のいずれか（または、書面とインターネット両者の併用）とする。なお、いずれの開催方法を採用するかは、幹事長が召集時に決定するものとする。

4) 総会の議決は、会員総数の過半数が出席（白紙委任状を含む）し、出席の会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、インターネットを利用した方法による場合は、総会の議決は、会員総数の過半数の、インターネットを利用した方法による賛成の意思表示（白紙委任の意思表示を含む）を必要とする。

## 6. LS 研究委員会幹事会

本委員会幹事会は幹事長、副幹事長、幹事により構成され、幹事長が召集する。幹事会の付議事項は、つぎのとおりとする。

- ① LS 研究委員会の運営に関する事項
- ② LS 研究委員会会員の加入等に関する事項
- ③ 総会の開催に関する事項
- ④ LS 研究委員会役員補選に関する事項
- ⑤ その他本委員会務執行に関する重要事項

## 7. 会 計

### 1) 会費

本委員会の会費は、年額 26,000 円とする。10 月以降入会の会員は、当該年度会費の半額とする。なお既納会費の払戻しは行わない。

### 2) 会計年度

会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 8. その他の事項

上記各項以外の事項、ならびに疑義のある事項については、本委員会幹事会または本委員会総会に諮り処理するものとする。

( 以 上 )

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
1 版	2007 年 4 月 1 日 制定		
2 版	2025 年 4 月 1 日	P1 第 4 条 1-①-a P2 第 4 条 4-②-b	「ファミリ会」の改称に伴い、「Fujitsu ユーザーコミュニティ」へ変更
3 版	2026 年 4 月 1 日	P1 第 4 条 1 P2 第 4 条 4 P3 第 7 条	LS 研入会条件の見直しに伴い、改訂